

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を 守り支えるための被災者的生活支援等に関する施策の推進に関する法律案の概要

■背景

- 東京電力原子力事故による放射性物質が広く拡散
- 放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない
- 被災者の健康上の不安・生活上の負担
- 特に子どもに配慮した支援の必要性

被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要

■被災者生活支援等施策の推進

◆基本理念

- 災害の状況、災害からの復興等に関する正確な情報の提供
- 支援対象地域での居住・他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択しても適切に支援
- 放射線による健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力
- 被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう適切な配慮
- 子ども・妊婦に対する特別の配慮
- 被災者の支援の必要性が継続する間の確実な実施

上記にのっとり、政府が策定 地域住民、避難している者等の意見を反映

◆基本方針

- 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向
- 支援対象地域に関する事項
- 被災者生活支援等施策に関する基本的事項(必要な計画に関する事項を含む)など
- 汚染状況のきめ細かく継続的な調査・汚染状況の将来予測・これらの結果の公表
- 除染の継続的かつ迅速な実施(子ども・妊婦が通常所在する場所の除染等を迅速に実施するための配慮)

<支援対象地域での生活を選択>

- 医療の確保
- 子どもの就学等の援助
(補習の実施・屋外運動の機会の提供を含む)
- 家庭・学校等における食の安全・安心の確保
(学校給食の共同調理場への放射性物質の検査機器の設置の支援を含む)
- 放射線量の低減・生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援
(保護者等による除染等の措置・学校給食等の放射線物質検査等の取組、専門的助言・情報提供等を行うことができる者の派遣を含む)
- 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持[リフレッシュキャンプ等]
- 家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援

など
帰還後に必要となる場合あり

<支援対象地域外での生活を選択>

- 移動の支援
- 住宅の確保
- 子どもの移動先における学習等の支援
- 就業の支援
- 移動先自治体による円滑な役務の提供
- 元の自治体との関係維持
- 家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援

<避難指示区域からの避難>

- 東電による賠償の促進等資金の確保
- 家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援

帰還時には
準じた支援

<支援対象地域外からの帰還を選択>

- 移動の支援
- 住宅の確保
- 就業の支援
- 帰還先自治体による円滑な役務の提供
- 家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援

★「支援対象地域」
放射線量が避難指示の基準を下回るが一定の基準以上である地域

★支援対象地域等の区域は毎年見直し

- 放射線による被ばくの状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計・評価
- 定期的な健康診断等(子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者等については、生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置)
- 子ども・妊婦が医療を受けたときの費用負担を減免するために必要な施策
- 措置についての情報提供のための体制整備
- 低線量の放射線による影響等に関する調査研究等
- 外国政府・国際機関との連携協力
- 東電への適切な求償
- 被災者の意見の反映等
- 医療及び調査研究等に係る人材の養成
- 国民の理解を深めるための施策